

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第6号

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>応急救護処置指導員</u>の認定)</p> <p>第42条 施行規則第33条第5項第2号ニ(施行規則第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。)及び施行規則第38条第8項第2号、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号並びに運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「<u>認定規則</u>」という。)第2条第1号イ(4)の規定により公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者(以下「<u>応急救護処置指導員</u>」という。)の認定は、次のいずれかに該当する者について行うものとする。</p> <p>(1) <u>公安委員会が応急救護処置指導員の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者が実施する養成講習を受け、その課程を終了した者</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 応急救護処置指導員の認定を受けようとする者は、別記様式第34号の応急救護処置指導員認定申請書に、前条第1号又は第2号に該当することを証明する書類を添付して、公安委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 公安委員会は、応急救護処置指導員の認定をしたときは、別記様式第35号の応急救護処置指導員認定書を交付するものとする。</u></p>	<p>(<u>応急救護処置指導者</u>の認定)</p> <p>第42条 施行規則第33条第5項第2号ニ(施行規則第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。)及び施行規則第38条第8項第2号、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号。<u>次項において「教習課程指定規則」という。</u>)第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号並びに運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「<u>認定規則</u>」という。)第2条第1号イ(4)の規定により公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者(以下「<u>応急救護処置指導者</u>」という。)の認定は、次のいずれかに該当する者について行うものとする。</p> <p>(1) <u>公安委員会が行う応急救護処置に必要な能力を有する者を養成するための講習(以下「<u>応急救護処置指導者養成講習</u>」という。)を受け、その課程を終了した者</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 公安委員会は、教習指導員その他教習指導員資格者証の交付を受けた者、教習課程指定規則第1条第2項第1号ロ、第3項第1号ロ、第4項第1号ロ、第5項第1号ロ、第6項第1号ロ、第7項第1号ロ、第8項第1号ロ、第9項第1号ロ若しくは第10項第1号ロに掲げる者又は警察職員である者で、<u>応急救護処置指導者となろうとするものに対し、応急救護処置指導者養成講習を行うものとする。</u></u></p> <p><u>3 応急救護処置指導者養成講習は、次に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>講習事項は、負傷者の観察、負傷者の移動、負傷者の管理その他の</u></p>

現場での対応、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他心肺蘇生法、止血法その他の手当その他の応急救護処置に必要な知識並びに応急救護処置の指導方法その他の指導に必要な知識及び技能とすること。

(2) 講習方法は、教本、模擬人体装置等必要な教材を用いて行うこと。

(3) 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練の指導その他の指導方法の実習を含むものであること。

(4) 講習を受けた者につき、当該講習に係る事項を習得したかどうかを効果測定により確認すること。

(5) 応急救護処理指導者講習の講習時間は、第一種免許に係るものにあつては39時間、第二種運転免許に係るものにあつては50時間（第一種免許に係る応急救護処置指導員の資格を有するものについては、20時間）とすること。

4 公安委員会は、応急救護処置指導者養成講習を受け、その課程を終了した者に対し、別記様式第34号の応急救護処置指導者養成講習終了証明書を交付するものとする。

5 当分の間、公安委員会が指定する応急救護処置に必要な能力を有する者を養成するための講習を応急救護処置指導者養成講習とみなす。

(特定任意講習)

第89条の2 公安委員会は、法第108条の2第2項の規定により特定任意講習（令第37条の6第2号に規定する講習をいう。以下同じ。）を行うものとし、当該講習の講習時間は、2時間とする。

(特定講習指導員の解任命令の手続)

第100条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により指定講習機関に対し、前条第3項の特定講習指導員の解任を命ずるときは、別記様式第60号の特定講習指導員解任命令書を当該指定講習機関に交付して行うものとする。

(運転免許取得者等教育等の認定に係る申請、届出その他の手続)

第108条 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育を行う者及び法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査を行う者が行う申請、届出その他の手続は、公安委員会に必要な書類を提出して行わなければならない。

(特定任意講習)

第89条の2 法第108条の2第2項の規定により公安委員会が行う特定任意講習（令第37条の6第2号に規定する講習をいう。以下同じ。）の講習時間は、2時間とする。

(運転適性指導員等の解任命令の手続)

第100条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定により指定講習機関に対し、運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命ずるときは、別記様式第60号の運転適性指導員・運転習熟指導員解任命令書を当該指定講習機関に交付して行うものとする。

(運転免許取得者等教育等の認定に係る申請、届出その他の手続)

第108条 法第108条の32の2第1項に規定する運転免許取得者等教育を行う者及び法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査を行う者が行う申請、届出その他の手続は、運転免許課に必要な書類を提出して行わなければならない。

別記様式第34号（第42条関係）

応急救護処置指導員認定申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

道路交通法施行細則第42条第1項に規定する応急救護処置指導員の認定を受けたいので、申請します。

申請区分		<input type="checkbox"/> 第一種免許に係る応急救護処置指導員 <input type="checkbox"/> 第二種免許に係る応急救護処置指導員
申請者	住所	
	氏名	
	生年月日	
添付書類		

- 備考 1 申請区分欄には、認定を受けようとする応急救護処置指導員の□にレ印を付すこと。
- 2 応急救護処置指導員養成講習「修了証」の写し又は認定要件を証明する書類の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第34号（第42条関係）

第 号

応急救護処置指導者養成講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日応急救護処置指導者養成講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第35号 (第42条関係)

第 号

応急救護処置指導員認定書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

道路交通法施行細則第42条第1項第1号の規定により、第一種免許に係る応急救護処置指導員として認定する。

第2号 第二種

年 月 日

香川県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第35号 削除

別記様式第60号（第100条関係）

運転適性指導員
運転習熟指導員 解任命令書

第 号
年 月 日

指定講習機関

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第108条の5第3項の規定により、下記のとおり
運転適性指導員
運転習熟指導員 の解任を命ずる。

記

1 解任を命ずる 運転適性指導員 の氏名及び生年月日
運転習熟指導員

氏 名

生年月日 年 月 日

2 解任を命ずる理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第60号（第100条関係）

特定講習指導員解任命令書

第 号
年 月 日

指定講習機関

殿

香川県公安委員会 印

道路交通法第108条の5第3項の規定により、下記のとおり特定講習
指導員の解任を命ずる。

記

1 解任を命ずる特定講習指導員の住所及び氏名

解任する特定講習の種類

住 所

氏 名

2 解任を命ずる理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～29 略					1～29 略				
30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	第4条第1項～第49条の2 略				30 道路交通法（ 昭和35年法律第 105号）	第4条第1項～第49条の2 略			
	第49条 の5	略				第49条 の5	略		
	第51条 の4第 3項	警察署長からの駐車に 関する状況の報告の受理		○		第51条 の4第 3項	略		
	第51条 の4第 4項	略				第51条 の4第 4項	略		
	第51条の4第6項～第75条の2第2項 略					第51条の4第6項～第75条の2第2項 略			
	第75条 の2第 3項	自動車及び車両の使用制 限命令に係る監督行政庁 に対する意見聴取（第75 条第3項の準用）		略		第75条 の2第 3項	自動車及び自動車以外の 車両の使用制限命令に係 る監督行政庁に対する意 見聴取（第75条第3項の 準用）		略
	第75条 の2第 3項	自動車及び車両の使用制 限命令を行う場合の聴聞 の実施の決定（第75条第 4項の準用）		略		第75条 の2第 3項	自動車及び自動車以外の 車両の使用制限命令を行 う場合の聴聞の実施の決 定（第75条第4項の準用）		略
	第75条 の2第 3項	略				第75条 の2第 3項	略		
第75条 の2第	略			第75条 の2第	略				

3項			
第75条の2第3項	略		
第75条の2の2第1項～第75条の27第1項 略			
第75条の27第2項	略		
第75条の27第3項	<u>許可の取消しの公示</u>		○
第75条の28第3項	<u>仮停止をした警察署長からの報告の受理</u>		○
第75条の29	略		
第76条第4項第7号～第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項 略			
第93条第2項	略		
第93条の2	<u>免許証の電磁的方法による記録</u>		○
第94条第1項	略		
第94条第2項～第100条の3第2項 略			
第100条の3第3項	略		
第101条第3項	<u>免許証の更新の申請に係る書面の送付</u>		○
第101条第5項及び	略		

3項			
第75条の2第3項	略		
第75条の2の2第1項～第75条の27第1項 略			
第75条の27第2項	略		
第75条の29	略		
第76条第4項第7号～第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項 略			
第93条第2項	略		
第94条第1項	略		
第94条第2項～第100条の3第2項 略			
第100条の3第3項	略		
第101条第5項及び	略		

第6項 並びに 第101 条の3 第2項			
第101 条の2 第3項 及び第 4項並 びに第 101条 の3第 2項	略		
第101条の2の2第2項～第101条の7第5項 略			
第102 条第1 項から 第4項 まで	略		
第102 条第5 項	略		
第102条第6項～第114条の2第1項 略			
第114 条の3	略		
第114 条の5 第1項	自衛隊等の防衛出動時に おける車両の通行の禁止 又は制限	○	

第6項 並びに 第101 条の3 第2項			
第101 条第3 項	免許証の更新の申請に係 る書面の送付		○
第101 条の2 第3項 及び第 4項並 びに第 101条 の3第 2項	略		
第101条の2の2第2項～第101条の7第5項 略			
第102 条第1 項から 第3項 まで	略		
第102 条第4 項及び 第5項	略		
第102条第6項～第114条の2第1項 略			
第114 条の3	略		

(1) 道路交通 法施行令（昭 和35年政令第 270号）	第3条 の2第 2項	信号機の設置又は管理に 係る事務を委任すること が適当である者の認定		○
	第6条 第3号	略		
	第10条～第32条の2第1項第2号 略			
	第32条 の2第 2項第 2号	略		
	第32条 の2第 3項	略		
	第32条の3の2第2項～第40条の2第2号 略			
第41条 の2	初心運転者講習を受講し ないやむを得ない事情の 認定	略		
(2) 道路交通 法施行規則（ 昭和35年総理 府令第60号）	第3条～第6条の7第1項 略			
	第6条 の7第 2項	略		
	第6条	パーキング・メーター及		○

(1) 道路交通 法施行令（昭 和35年政令第 270号）	第6条 第3号	略		
	第10条～第32条の2第1項第2号 略			
	第32条 の2第 2項第 2号及 び第32 条の3 第1項 第2号	略		
	第32条 の2第 3項、 第32条 の3第 2項及 び第32 条の3 の2第 1項	略		
	第32条の3の2第2項～第40条の2第2号 略			
	第41条 の2	初心運転者講習を受講し ないやむを得ない事情の 認定（第37条の11第7号 の準用）	略	
(2) 道路交通 法施行規則（ 昭和35年総理 府令第60号）	第3条～第6条の7第1項 略			
	第6条 の7第 2項	略		

の8	<u>びパーキング・チケット 発給設備の管理等に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人の認定</u>		
第9条の9第1項第2号	略		
第9条の9第2項第2号 略			
第9条の19第1項	略		
第9条の19第2項	<u>許可証の再交付</u>		○
第9条の21第2項	略		
第9条の22～第9条の33 略			
第9条の38第1項及び第3項	<u>許可証の返納の受理</u>	略	
第9条の38第4項～第24条第8項 略			
第26条の3第2項	略		
第26条の5第4項	<u>運転技能検査に使用する普通自動車の提供及び提供する普通自動車以外の普通自動車を使用する特別の必要の認定</u>		○

第9条の9第1項第2号	略		
第9条の9第2項第2号 略			
第9条の19第1項	略		
第9条の21第2項	略		
第9条の22～第9条の33 略			
第9条の38第1項及び第3項	<u>返納された許可証の受理</u>	略	
第9条の38第4項～第24条第8項 略			
第26条の3第2項	略		

第26条の5第6項	略		
第28条	略		
第28条の2	略		
第28条の2	略		
第28条の2	略		
第28条の2	技能再試験に係る四肢・体幹障害者の運転の支障に係る認定（ <u>第24条第6項の準用</u> ）	略	
第28条の2	技能再試験に使用する自動車の提供又は指定（ <u>第24条第7項の準用</u> ）	略	
第28条の2	技能再試験を行う警察職員の指定（ <u>第24条第8項の準用</u> ）	略	
第29条の2の5第4項	認知機能検査等を <u>受けない</u> やむを得ない理由のあることを証する書類の受理	略	
第29条の2の6第4項	臨時高齢者講習を受け <u>ない</u> やむを得ない理由のあることを証する書類の受理		○
第29条	略		

第26条の5第6項	略		
第28条	略		
第28条の2	略		
第28条の2	略		
第28条の2	略		
第28条の2	再試験に係る四肢・体幹障害者の運転の支障に係る認定（ <u>第24条第5項の準用</u> ）	略	
第28条の2	技能再試験に使用する自動車の提供又は指定（ <u>第24条第6項の準用</u> ）	略	
第28条の2	技能再試験を行う警察職員の指定（ <u>第24条第7項の準用</u> ）	略	
第29条第9項	免許証の更新に係る新たな免許証の交付		○
第29条の2第7項	特例更新申請者に係る新たな免許証の交付（ <u>第29条第9項の準用</u> ）		○
第29条の2の5第4項	認知機能検査等を <u>受験し</u> ないやむを得ない理由を証する書類の受理	略	
第29条	略		

の3第2項			
第29条の5第1項	略		
第30条の9第4項	略		
第30条の12第1項～第30条の14 略			
第31条の4	略		
第31条の4の2	免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人の認定		○
第31条の5第3項	略		
第31条の6第1項・第31条の6第2項 略			
第33条第5項第2号ニ	略		
第34条の3第1項第3号	応急救護処置の指導に必要な能力の認定（第33条第5項第2号ニの準用）		○
第36条	略		
第37条第1項～第37条第3項 略			
第37条の2の2第1	略		

の3第2項			
第29条の5第1項	略		
第30条の4	免許の取消し等に係る口頭告知及び処分書の交付		○
第30条の9第4項	略		
第30条の12第1項～第30条の14 略			
第31条の4	略		
第31条の5第3項	略		
第31条の6第1項・第31条の6第2項 略			
第33条第5項第2号ニ	略		
第36条	略		
第37条第1項～第37条第3項 略			
第37条の2第1項	略		

項			
第37条 の2の 2第2 項	略		
第38条 第2項 第1号	略		
第38条第3項第1号～第38条第17項 略			
第38条 の2	略		
第38条 の3	講習を行うのに必要かつ 適切な組織、設備及び能 力を有する者の認定		○
第38条 の4第 3項	略		
第38条の4の2第3項 略			
第38条 の4の 2の2 第3項	略		
第38条 の4の 3	講習通知事務を行うのに 必要かつ適切な組織及び 能力を有する法人の認定		○
第38条 の4の 6第1 項	略		
第38条の4の6第2項 略			

第37条 の2第 2項	略		
第37条 の5の 2第1 項	自動車等の運転の禁止等 に係る口頭告知及び処分 書の交付		○
第38条 第2項 第1号	略		
第38条第3項第1号～第38条第17項 略			
第38条 の2	略		
第38条 の4第 3項	略		
第38条の4の2第3項 略			
第38条 の4の 2の2 第3項	略		
第38条 の4の 6第1 項	略		
第38条の4の6第2項 略			

第38条 の4の 7	略		
第38条 の7第 2項	<u>交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有する一般社団法人又は一般財団法人の認定</u>	○	
別表第 3 1 の表 備考	<u>屈折コースを走行するの と同等の教習効果がある ことの認定</u>		○
別表第 3 2 の表 備考	<u>基準を満たすコースを走 行するのと同等の教習効 果があることの認定</u>		○

(3)～(14) 略

(15) 道路交通
法施行細則（
平成12年香川
県公安委員会
規則第3号）

第4条第1項第3号カ～第4条第6項 略			
第4条 第7項	略		
第4条 第10項	<u>通行禁止除外指定車又は 駐車禁止等除外指定車の 標章の返納命令</u>		○
第4条 第10項 及び第 11項	略		
第9条 第3項	略		
第9条第5項・第9条第6項 略			
第9条	略		

第38条 の4の 7	略		
------------------	---	--	--

(3)～(14) 略

(15) 道路交通
法施行細則（
平成12年香川
県公安委員会
規則第3号）

第4条第1項第3号カ～第4条第6項 略			
第4条 第7項	略		
第4条 第11項	略		
第8条	<u>最高速度違反に係る車両 の使用者に対する指示書 による通知</u>		○
第9条 第3項	略		
第9条第5項・第9条第6項 略			
第9条	略		

第7項			
第11条の4第3項	略		
第11条の4第4項～第12条の9第1項 略			
第12条の11	略		
第21条第2項	略		
第23条第2項	略		
第39条の2	略		
第41条第2項 略			
第41条の2	略		
第42条第1項第1号	応急救護処置指導員の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有す		○

第7項			
第11条の2第2項	納付命令に係る納入通知書の発行		*○
第11条の4第1項	仮納付に係る納付書の発行		*○
第11条の4第3項	略		
第11条の4第4項～第12条の9第1項 略			
第12条の11	略		
第16条	過積載車両の使用に対する指示書による通知		○
第19条	過労運転の使用に対する指示書による通知		○
第21条第2項	略		
第23条第2項	略		
第24条	安全運転管理者等に係る解任命令書による通知		○
第26条	安全運転管理者又は使用者に対する報告・資料提出要求書による通知		○
第39条の2	略		
第41条第2項 略			
第41条の2	略		

	る者の認定		
第42条 第3項	応急救護処置指導員の認定		○
第48条～第55条第8項 略			
第56条 第2項	略		
第60条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第71条 の6	略		
第72条 の2	略		
第75条	運転免許停止期間短縮通知書の交付（第41条第2項の準用）		*○
第80条	運転禁止期間短縮通知書の交付（第41条第2項の準用）		*○
第80条 の2	略		
第87条第2項～第100条 略			

第42条 第2項	応急救護指導者養成講習の実施		○
第42条 第4項	応急救護指導者養成講習修了証明書の交付		○
第48条～第55条第8項 略			
第56条 第2項	略		
第58条	運転免許試験の結果の発表		*○
第60条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	略		
第68条	再試験の結果の発表（第58条の準用）		○
第71条 の6	略		
第72条 の2	略		
第80条 の2	略		
第87条第2項～第100条 略			

	第102条第2項	特定講習の講習結果報告書の受理		○
第105条・第106条第2項 略				
	第107条第2項	略		
	第110条第1項及び第2項	略		
第112条第1項～第113条第1項及び第2項 略				
(16)・(17) 略				
31～63 略				
64 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	第5条第2項	自動車運転代行業の認定及び認定の通知	略	
	第5条第3項 略			
	第5条第4項	略		
	第7条第1項	略		
	第7条第2項・第8条第1項 略			
	第8条	略		

	第103条	指定講習機関適合措置・監督命令書による通知		○
第105条・第106条第2項 略				
	第107条第2項	略		
	第107条第3項	改善措置命令書による通知		○
	第108条	運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定に係る申請、届出その他の手続の受理		○
	第110条第1項及び第2項	略		
第112条第1項～第113条第1項及び第2項 略				
(16)・(17) 略				
31～63 略				
64 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	第5条第2項	自動車運転代行業の認定、認定の通知及び認定証の交付	略	
	第5条第3項 略			
	第5条第4項	略		
	第5条第5項	自動車運転代行業の認定証の再交付		○
	第7条第1項	略		
	第7条第2項・第8条第1項 略			
第8条	略			

	第2項			
	第9条第1項及び第2項	自動車運転代行業の <u>廃業等の届出</u> の受理	略	
	第9条第3項	廃業等の届出があった旨の知事への通知	略	
	第19条第1項～第25条第3項 略			
(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）	本則	安全運転管理者の資格に係る教習の実施及び認定（ <u>道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号の読替え適用</u> ）		○
		副安全運転管理者の資格に係る認定（ <u>道路交通法施行規則第9条の9第2項第2号の読替え適用</u> ）		○
(2) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年香川県公安委員会規則第13号）	第5条第1項	略		
	第11条第2項	略		
64の2～102 略				

	第2項			
	第8条第3項	自動車運転代行業の認定証の書換え		○
	第9条第1項及び第2項	自動車運転代行業の認定証の返納の受理	略	
	第9条第3項	認定証の返納があった旨の知事への通知	略	
	第19条第1項～第25条第3項 略			
(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年香川県公安委員会規則第13号）	第3条第1項	自動車運転代行業認定取消通知書による通知		○
	第4条第1項	略		
	第6条第2項	略		
	第7条第1項	自動車運転代行業に関する指示書による通知		○
	第8条第1項	自動車運転代行業停止命令書による通知		○
	第9条第1項	自動車運転代行業廃止命令書による通知		○
	64の2～102 略			

備考
略

備考
略

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年香川県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)、<u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号。以下「府令」という。)</u>及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の通知)</p> <p>第2条 <u>法第5条第2項の規定による通知は、別記様式第1号の自動車運転代行業認定通知書により行うものとする。</u></p> <p>(認定の拒否の手続等)</p> <p>第3条 法第5条第3項の規定による通知は、<u>別記様式第2号の自動車運転代行業認定拒否通知書</u>により行うものとする。</p> <p>2 法第5条第4項の規定による協議は、<u>別記様式第3号の自動車運転代行業認定協議書</u>により行うものとする。</p> <p>(認定の取消しの手続)</p> <p>第4条 香川県公安委員会は、法第7条第1項の規定により自動車運転代行業の認定を取り消したときは、<u>別記様式第4号の自動車運転代行業認定取消通知書</u>により通知するものとする。</p> <p>2 法第7条第2項の規定による協議は、<u>別記様式第5号の自動車運転代行業認定取消協議書</u>により行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の拒否の手続等)</p> <p>第2条 法第5条第3項の規定による通知は、<u>別記様式第1号の自動車運転代行業認定拒否通知書</u>により行うものとする。</p> <p>2 法第5条第4項の規定による協議は、<u>別記様式第2号の自動車運転代行業認定協議書</u>により行うものとする。</p> <p>(認定の取消しの手続)</p> <p>第3条 香川県公安委員会は、法第7条第1項の規定により自動車運転代行業の認定を取り消したときは、<u>別記様式第3号の自動車運転代行業認定取消通知書</u>により通知するものとする。</p> <p>2 法第7条第2項の規定による協議は、<u>別記様式第4号の自動車運転代行業認定取消協議書</u>により行うものとする。</p>

(変更の届出に係る通知)

第5条 香川県公安委員会は、法第8条第1項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容が自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地の都道府県公安委員会の管轄区域を異にする変更であったときは、その変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、別記様式第6号の自動車運転代行業者変更届出通知書により通知するものとする。

2 法第8条第2項の規定による通知は、別記様式第7号の自動車運転代行業者変更届出通知書により行うものとする。

(廃業等の届出の通知)

第6条 法第9条第3項の規定による通知は、別記様式第8号の自動車運転代行業廃業等届出通知書により行うものとする。

(最高速度違反行為等に係る指示の手続)

第7条 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第1項の規定による最高速度違反行為に係る指示は、別記様式第9号の指示書により行うものとする。

2 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定による過積載車両に係る指示は、別記様式第10号の指示書により行うものとする。

3 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定による過労運転に係る指示は、別記様式第11号の指示書により行うものとする。

(解任命令の手続)

第8条 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令は、別記様式第12号の解任命令書により行うものとする。

(是正措置命令の手続)

第9条 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、別記様式第13号の是正措置命令書により行うものとする。

(変更の届出に係る通知)

第4条 香川県公安委員会は、法第8条第1項の規定による届出を受けた場合において、当該届出の内容が自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地の都道府県公安委員会の管轄区域を異にする変更であったときは、その変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、別記様式第5号の自動車運転代行業者変更届出通知書により通知するものとする。

2 法第8条第2項の規定による通知は、別記様式第6号の自動車運転代行業者変更届出通知書により行うものとする。

(認定証の返納の通知)

第5条 法第9条第3項の規定による通知は、別記様式第7号の自動車運転代行業認定証返納通知書により行うものとする。

(解任命令の手続)

第5条の2 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令は、別記様式第7号の2の解任命令書により行うものとする。

(是正措置命令の手続)

第5条の3 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、別記様式第7号の3の是正措置命令書により行うものとする。

(自動車等の使用制限書等の様式)

第10条 法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第9項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の文書の様式は、別記様式第14号のとおりとする。

2 府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の16第7号の書面の様式は、別記様式第15号のとおりとする。

(報告及び立入りの手続)

第11条 法第21条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、別記様式第16号の自動車運転代行業に関する報告等要求書により行うものとする。

2 法第21条第3項の身分を示す証票は、別記様式第17号の身分証明書のとおりとする。

(指示の手続)

第12条 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示は、別記様式第18号の自動車運転代行業に関する指示書により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による通知は、別記様式第19号の自動車運転代行業者指示通知書により行うものとする。

(営業の停止命令の手続)

第13条 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による自動車運転代行業の停止命令は、別記様式第20号の自動車運転代行業停止命令書により行うものとする。

2 法第23条第3項の規定による協議は、別記様式第21号の自動車運転代行業停止命令協議書により行うものとする。

(営業の廃止命令の手続)

第14条 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による自動車運転代行業の廃止命令は、別記様式第22号の自動車運転代行業廃止命令書により行うものとする。

2 法第24条第2項の規定による協議は、別記様式第23号の自動車運転代行業廃止命令協議書により行うものとする。

(報告及び立入りの手続)

第6条 法第21条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、別記様式第8号の自動車運転代行業に関する報告等要求書により行うものとする。

2 法第21条第3項の身分を示す証票は、別記様式第9号の身分証明書のとおりとする。

(指示の手続)

第7条 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示は、別記様式第10号の自動車運転代行業に関する指示書により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による通知は、別記様式第11号の自動車運転代行業者指示通知書により行うものとする。

(営業の停止命令の手続)

第8条 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による自動車運転代行業の停止命令は、別記様式第12号の自動車運転代行業停止命令書により行うものとする。

2 法第23条第3項の規定による協議は、別記様式第13号の自動車運転代行業停止命令協議書により行うものとする。

(営業の廃止命令の手続)

第9条 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による自動車運転代行業の廃止命令は、別記様式第14号の自動車運転代行業廃止命令書により行うものとする。

2 法第24条第2項の規定による協議は、別記様式第15号の自動車運転代行業廃止命令協議書により行うものとする。

(警察本部長への委任)

第15条 略

別記様式第1号 (第2条関係)

自動車運転代行業認定通知書	
第	号
年 月 日	
住 所	
氏名又は名称	殿
香川県公安委員会 印	
年 月 日付で申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定したので、同法第5条第2項の規定により通知します。	
認定番号	
第	号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(警察本部長への委任)

第10条 略

別記様式第2号 (第3条関係)
略

別記様式第3号 (第3条関係)
略

別記様式第4号 (第4条関係)
略

別記様式第1号 (第2条関係)
略

別記様式第2号 (第2条関係)
略

別記様式第3号 (第3条関係)
略

別記様式第5号（第4条関係）

自動車運転代行業認定取消協議書	
第	号
年 月 日	
香川県知事	殿
香川県公安委員会 印	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定により協議します。	
なお、本協議に対する意見は、年 月 日までに書面により回答願います。	
1	認定取消しの対象となる自動車運転代行業者
(1)	認定年月日
(2)	認定番号
(3)	氏名又は名称
(4)	住所
2	認定取消しの理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第3条関係）

自動車運転代行業認定取消協議書	
第	号
年 月 日	
香川県知事	殿
香川県公安委員会 印	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定により協議します。	
なお、本協議に対する意見は、年 月 日までに書面により回答願います。	
1	認定取消しの対象となる自動車運転代行業者
(1)	認定年月日
(2)	認定証の番号
(3)	氏名又は名称
(4)	住所
2	認定取消しの理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第5条関係）

自動車運転代行業者変更届出通知書	
第	号
年 月 日	
公安委員会 殿	
	香川県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により自動車運転代行業者の主たる営業所の変更の届出があったので、通知します。	
1 変更の届出を行った自動車運転代行業者	
(1) 認定年月日	
(2) <u>認定番号</u>	
(3) 氏名又は名称	
(4) 住所	
2 変更事項等	
別添（変更届出書の写し）のとおり	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第4条関係）

自動車運転代行業者変更届出通知書	
第	号
年 月 日	
公安委員会 殿	
	香川県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により自動車運転代行業者の主たる営業所の変更の届出があったので、通知します。	
1 変更の届出を行った自動車運転代行業者	
(1) 認定年月日	
(2) <u>認定証の番号</u>	
(3) 氏名又は名称	
(4) 住所	
2 変更事項等	
別添（変更届出書の写し）のとおり	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号 (第5条関係)

自動車運転代行業者変更届出通知書	
第	号
年 月 日	
香川県知事	殿
	香川県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により通知します。	
1 変更の届出を行った自動車運転代行業者	
(1) 認定年月日	
(2) <u>認定番号</u>	
(3) 氏名又は名称	
(4) 住所	
2 変更事項等	
別添 (変更届出書の写し) のとおり	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号 (第4条関係)

自動車運転代行業者変更届出通知書	
第	号
年 月 日	
香川県知事	殿
	香川県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により通知します。	
1 変更の届出を行った自動車運転代行業者	
(1) 認定年月日	
(2) <u>認定証の番号</u>	
(3) 氏名又は名称	
(4) 住所	
2 変更事項等	
別添 (変更届出書の写し) のとおり	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第6条関係）

自動車運転代行業廃業等届出通知書

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項第2項の規定により次のとおり廃業等届出書が提出されたので、同条第3項の規定により通知します。

1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 提出年月日

3 廃止の事由

別添（廃業等届出書の写し）のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第5条関係）

自動車運転代行業認定証返納通知書

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項第2項の規定により次のとおり認定証が返納されたので、同条第3項の規定により通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 返納年月日

3 認定証を返納した理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第7条関係）

指 示 書 第 号 年 月 日 殿 香川県公安委員会 印	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の2第1項の規定により、次のとおり指示する。	
主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由	

- 備考 1 この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることとなる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第7条関係）

<p>指 示 書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p> <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定により、次のとおり指示する。</p>		
指示に係る車両	車両の使用の本拠	
	車両（登録）番号	
指 示 事 項		
指 示 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号 (第7条関係)

指 示 書	
第 号 年 月 日	
殿	
香川県公安委員会 印	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第66条の2第1項の規定により、次のとおり指示する。	
主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由	

- 備考 1 この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることとなる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第12号 (第8条関係)
略

別記様式第13号 (第9条関係)
略

別記様式第7号の2 (第5条の2関係)
略

別記様式第7号の3 (第5条の3関係)
略

別記様式第14号（第10条関係）

自動車（車両）使用制限書 第 号 年 月 日 殿 香川県公安委員会 印 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法 第75条第 2 項 第75条の 2 第 1 項 の規定により、下記のとおり自動車（車両）の運転を禁止する。		
自動車運転 代行業者	住 所	
	氏名又は名称	
自動車(車両)の 使用の本拠	名 称	
	位 置	
自動車（車両）の番号標の番号		
運 転 禁 止 の 期 間		年 月 日から （ 日間） 年 月 日まで
運 転 禁 止 の 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号（第10条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">誓 約 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 300px;">年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">香川県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 20px 0 0 250px;">住 所 申請者 氏 名</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">標章除去の申請をした自動車（車両）は、当該運転禁止の期間において自動車（車両）の使用制限命令を受けた下記の者には一切使用させないことを誓約します。</p>		
使用制限命令を受けた自動車運転代行業者	氏名又は名称	
	主たる営業所の所在地	
自動車（車両）の番号標の番号		

- 備考 1 標章除去申請者又は使用者が法人であるときは、申請者の欄又は使用制限命令を受けた自動車（車両）の使用者の欄は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号 (第11条関係)
略

別記様式第17号 (第11条関係)
略

別記様式第18号 (第12条関係)
略

別記様式第8号 (第6条関係)
略

別記様式第9号 (第6条関係)
略

別記様式第10号 (第7条関係)
略

別記様式第19号 (第12条関係)

自動車運転代行業者指示通知書	
第 号	
年 月 日	
香川県知事 殿	
	香川県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項 第25条第2項第1号の規定により	
次のとおり指示を行ったので、通知します。	
1 指示を行った自動車運転代行業者	
(1) 認定年月日	
(2) 認定番号	
(3) 氏名又は名称	
(4) 住所	
2 指示事項等	
別紙のとおり	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙
略

別記様式第11号 (第7条関係)

自動車運転代行業者指示通知書	
第 号	
年 月 日	
香川県知事 殿	
	香川県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項 第25条第2項第1号の規定により	
次のとおり指示を行ったので、通知します。	
1 指示を行った自動車運転代行業者	
(1) 認定年月日	
(2) 認定証の番号	
(3) 氏名又は名称	
(4) 住所	
2 指示事項等	
別紙のとおり	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙
略

別記様式第20号 (第13条関係)

略

別記様式第21号 (第13条関係)

自動車運転代行業停止命令協議書	
第 号	第 号
年 月 日	年 月 日
香川県知事 殿	
	香川県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号の規定に	
より次のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。	
なお、本協議に対する意見は、 年 月 日までに書面により回答願	
います。	
1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者	
(1) 認定年月日	
(2) <u>認定番号</u>	
(3) 氏名又は名称	
(4) 住所	
2 営業停止命令の内容等	
別紙のとおり	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙
略

別記様式第12号 (第8条関係)

略

別記様式第13号 (第8条関係)

自動車運転代行業停止命令協議書	
第 号	第 号
年 月 日	年 月 日
香川県知事 殿	
	香川県公安委員会 印
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 第25条第2項第2号の規定に	
より次のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。	
なお、本協議に対する意見は、 年 月 日までに書面により回答願	
います。	
1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者	
(1) 認定年月日	
(2) <u>認定証の番号</u>	
(3) 氏名又は名称	
(4) 住所	
2 営業停止命令の内容等	
別紙のとおり	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙
略

別記様式第22号 (第14条関係)
略

別記様式第23号 (第14条関係)
略

別記様式第14号 (第9条関係)
略

別記様式第15号 (第9条関係)
略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。